富士見霊園における墓地設備工事について

令和6年4月

富士見霊園の墓地設備工事を行うにあたっては、次に掲げる事項を厳守していただきます。

また、使用場所(区画)に市長が認めた設備以外の物を設けたり、市が設置した既成設備を変更したりすることはできません。工事請負業者は、デザインを決定する前に必ず現地区画に足を運び、設置が可能であるか確認してください。

- (1) 工事開始2週間前までに、「羽村市富士見霊園墓地設備工事施工届出書」(様式第4号)に設計図面を添付して、羽村市生活環境課(羽村市役所2F8番)窓口に提出し、工事許可を得ること。
 - ※「工事内容」欄に詳細を書ききれない場合は、「別紙図面のとおり」とし、図面上に詳細を記すこと。 ※図面の寸法は、「センチメートル」で記載すること。
- (2) 墓地の使用許可を受ける前に工事を開始しないこと。
- (3) 工事請負業者は施工前の事前立会い及び施工後の完了検査を必ず受けること。

事前立会いは(1)の書類を提出する際に生活環境課窓口で予約を取ること。

施工後の完了検査は、工事完了予定日が決まった段階で直接 富士見霊園管理事務所(富士見斎 場内 TEL 042-579-5394)に連絡し、予約を取ること。

- (4) 墓碑及びその他の工作物などについては、次の基準を厳守すること。
 - ① 墓碑及びこれに類する設備の高さは、2m以内。
 - ② 工作物の高さは、1.5m以内。
 - ③ 樹木の高さは、1.5m以内。樹木は低木の樹種に限る。
 - *①から③までの高さは、墓地前側の通路面から設備などの最高部までの高さとする。
 - ④ 境界杭・境界標・縁石・墓地のナンバープレートを破壊または撤去しないこと。
 - *ただし、バリアフリーを目的として縁石の一部を取り除く必要がある場合には、事前に相談すること。
 - *6.0㎡および4.5㎡区画の一部にある、入口の縁石が凹んだデザインになっている部分については、凹みを埋めてフラットに作り変えることを可とする。その場合に於いては、区画墓地を返還する際に凹み部分を原状通りに作り戻す必要は無いが、どのような形に戻すかは担当課職員と相談のうえ行うこと。
 - ⑤ 境界杭・境界標・墓地のナンバープレートを確認できるよう施工すること。
 - ⑥ 外柵及び基礎は、隣接墓地の境界から内側へ下記の寸法どおり離して設置すること。
 - 1.0 ㎡及び 1.5 ㎡の区画墓地 ・・・ 1.5 cm
 - 3.0 m²の区画墓地 ・・・・・・・・・ 両脇については 1.5cm、 奥については 2.5cm、

※ 3.0 m²区画については外柵設置は必須とする。

4.5 ㎡及び 6.0 ㎡の区画墓地 ・・・ 2.5 cm

- ⑦ 隣接墓地との間の隙間には、砂などを入れ、いつでも縁切りできる状態にすること。
- ⑧ 施工中に発生する残土・石材などはその日の作業終了後に必ず持ち帰ること。

- (5) 工事は、お彼岸及びお盆、年末年始(12/29~1/3)の時期を除き、原則平日(月~金曜日)の8時30分から17時までの間で行うこと。事情により、土・日曜日、祝日などに工事を行う時は、必ず「土曜・日曜・祝日等の工事施工届」を事前に市に提出し、工事許可を得ること。
- (6) 工事期間が延長となる場合は、当初の許可期間終了の3日前(平日起算)までに再度申請を行うこと。
- (7) 施工中は、常に工事許可証を携帯すること

工事許可証は事前立会いの際に、霊園管理事務所の職員から受け取る。また、工事完了検査時に霊 園管理事務所へ返還すること。

- (8) 工事の際には、排水溝の上に鉄板を敷くなど周辺環境に配慮した養生を行うこと。また、車両や荷台等が角を曲がる際には、周辺設備への衝突が起こらないよう十分注意すること。
 - ※施工中に通路、設備等を破損した場合は、直ちに市に届け出て、その指示により<u>速やかに原状に</u> 回復すること。
- (9) その他、市職員又は市が指定する者の指示に従うこと。

区画墓地の撤去工事について

前項の注意事項に加え、以下の点についても対応をお願いします。

- 1 「羽村市富士見霊園墓地設備工事施工届出書」と添付図面を生活環境課窓口に提出する際には、 現況の墓地の写真の撤去予定部分を丸で囲み、「撤去部分」と記載したものを提出すること。
- 2 立会いは、事前とカロート撤去時及び工事完了後の3回行うこと。

施工前・・・・・・・ 工事施工届出書の提出時に、生活環境課窓口で日程を調整。

カロート撤去時 ・・・ 撤去日が決まり次第、直接 富士見霊園管理事務所に連絡して予約 を取ること。(TEL 042-579-5394)

工事完了後 ・・・・・ 完了日が決まり次第、富士見霊園管理事務所に連絡して予約を取る こと。

3 施工前・カロート撤去時・工事完了後に写真を撮影し、施工主を通して生活環境課へ提出すること。

問合せ

羽村市産業環境部生活環境課生活環境係

電話 042-555-1111

内線 204・205